

令和4年第5回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年4月22日（金） 13：30～15：00
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・西田委員・
頭島委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・
人権教育推進室長
- 4 傍聴者 1名

教育長 : それでは、ただいまより令和4年第5回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、西田委員にお願いします。

西田委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 次に、経過報告をお願いします。

教育次長（管理・指導担当） : それでは、3月18日の教育委員会定例会以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。

（経過報告に基づき以下の事業について概要説明）

- 3/20 相生市親善あそぼうる大会
- 3/21 市民春季学童軟式野球大会
- 3/22 定例園長会
- 3/23 小学校卒業式
- 3/24 令和4年第1回定例市議会本会議
幼小中修了式
臨時校長会
- 3/25 臨時園長会
春季休業
- 3/29 矢野・若狭野小学校交流事業（合同事業）意見交流会
- 3/31 令和4年3月31日付辞令交付式（退職者）
- 4/1 令和4年4月1日付辞令交付式
金ヶ崎学園大学受講生募集受付（～4日）
- 4/4 公民館長会
- 4/6 幼稚園・小中学校始業式
中学校入学式
- 4/7 小学校入学式
- 4/8 相生市スポーツ推進委員会
- 4/9 なぎさライブ（ロビーコンサート）
- 4/10 なぎさシネマ

- 4/11 幼稚園入園式
給食開始（小中）
市民体育館スポーツ教室第1期開講
- 4/12 相生市体育協会理事会
- 4/13 相人教担当者会
- 4/14 相人教実践推進委員会
- 4/15 令和4年度市町教育委員会教育長会議
- 4/16 Spring Culture Festival 展示部門（～5/5まで）
- 4/18 スポーツ顕彰（令和3年度後期）贈呈式
- 4/19 全国学力・学習状況調査、標準学力調査
相人教啓発活動委員会
- 4/20 定例園長会
人権推進委員委嘱状交付式及び第1回研修会
- 4/21 相人教進路指導委員会

教育長：説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

管理課長：ございません。

教育長：それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長：質疑がないようですので、経過報告をご了承願います。

教育長：日程6、議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。（1）報告事項中報告第12号、14号から17号については、相生市教育委員会会議規則第5条第1項第3号に規定する社会教育関係法規に定める委員及び重要な諮問委員会の委員の委嘱に関する事件に該当すると考えられますので非公開としてよろしいか。

全委員：異議なし

教育長：次に（4）その他のア 学校事故発生状況報告、イ 不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告、エ 行事予定報告については、会議の公開が不適當であると考えますので、同規則第5条第1項第7号の規定により今年度通して非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし

教育長 : 異議なしとして報告第12号、14号から17号及びその他のアからエまでを非公開と決定いたします。

教育長 : それでは、(1) 報告事項、ア 報告第10号 公文書の公開請求について及びイ 報告第11号 公文書の公開請求については、同一請求者から同一案件に関する請求となっております。関連がございますので、一括して議題とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、そのように進めさせていただきます。一括して事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 同一請求者より申請のあった第45回美術展出品作品に対する市教育委員会の対応に関する2件の公文書公開請求について、それぞれの請求の主旨を説明し、公開として臨時に代決したことを報告

教育長 : 説明は終わりました。それでは、報告第10号について、何かご意見、ご質疑はありませんか。
よろしいでしょうか。ご意見ご質疑はないようですので、報告第10号については、公開として決定させていただいたことをご了承願います。

全委員 : はい。

教育長 : 次に報告第11号について、何かご意見ご質疑はありませんか。
よろしいでしょうか。ご意見ご質疑はないようですので、報告第11号については、公開として決定させていただいたことをご了承願います。

全委員 : はい。

教育長 : 次のウ 報告第12号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、議事を再開します。ウ 報告第12号 相生市文化会館運営
審議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については了承いただいたものといたします。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : 続きまして、エ 報告第13号 令和3年度相生市スポーツ顕彰(後期)
受賞者の決定について、事務局より説明をお願いします。

体育振興課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 令和3年度相生市スポーツ顕彰(後期)を決定したことについて報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については了承いただいたものといたします。

教育長 : 続きまして、オ 報告第14号からク 報告第17号については、非公開
議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍
聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、議事を再開します。オ 報告第14号 相生市スポーツ顕彰
選考委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑は無いようですので、本件については了承いただけたものといたします。続きまして、カ 報告第15号 「スポーツクラブ21ひょうご」相生市推進委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。続きまして、キ 報告第16号 相生市スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。続きまして、ク 報告第17号 相生市人権教育推進委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : 次に(2)議決事項に移ります。ア 議第3号 相生市奨学生の選定について事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨:成績点と生活点に基づき奨学生の認定候補者を選定しようとするもの。
令和4年度は23名の申請のうち21名を候補者として選定し、奨学生として決定したい旨を説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : よろしいでしょうか。質疑はないようですので、議第3号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : 続きまして、提出議案(その2)をお願いします。

提出議案(その2)の(1)協議事項のア 協議第1号 令和4年度学力調査結果の活用等について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 令和4年度の学力調査について、文科省が行う「全国学力・学習状況調査」及び市が行う「標準学力調査」を実施し、実施教科、調査結果の活用、調査結果の公表等、概要について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、協議第1号については原案どおり承認いただいたものといたします。

教育長 : 続きまして提出議案(その1)をお願いします。次に請願に移ります。

ア 請願第1号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問はありませんか。

教育長 : それでは、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。小西委員いかがですか。

小西委員 : この請願は以前審議した内容と同じですか。

事務局 : 前回は陳情で、出品者に対する作品の差し替え又は取り下げの依頼が、法令違反であるとのことで、第三者委員会の設置を求めるものでありました。今回の請願は取り下げ等の任意の依頼に法的論拠があるのかについて、教育委員の見解を求めるものです。

小西委員 : 前回陳情をうけた時に審議し、取り下げや差し替えの依頼は、任意の依頼であるとして回答をしているので、それ以上のことは議論するべき

ものかと思えます。

教育長 : 続きまして西田委員いかがですか。

西田委員 : 私もこの件については、任意の協力を求めたものであると思えますので、陳情に対してはあらためて議論は必要ないのではと思えます。

教育長 : 陳情ではなく、今回の請願に対してということですね。

西田委員 : そうです。

教育長 : 頭島委員いかがですか。

頭島委員 : 私も経緯を含め確認をさせていただきましたが、皆さんと同じ意見です。

教育長 : 萩原委員いかがですか。

萩原委員 : 私も、この件については、協力依頼であったものと既に判断しておりますので、法的論拠について議論すべきものか疑問に思っています。

教育長 : 他にご意見ございませんでしょうか。それでは、各委員の意見を集約しますと、不採択とすることになりますが、これにご異議ございませんか。

全員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第1号については、不採択とすることに決しました。

事務局 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、前回審査のとおり任意の協力であると判断しており、あらためて教育委員が見解を述べる必要がないため、不採択とするという内容としたいと考えています。通知の際には、あらためて教育委員のご決裁をいただきますので、よろしく願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対しご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、提出議案その2をお願いします。提出議案その2の(2) 請願のイ 請願第2号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。

頭島委員 : 見たいページにたどり着かないのは本当ですか。

事務局 : 請願書に教育委員会の開催日を確認したところ該当ページにたどり着かないと意見をいただいております。開催日のページには、たどり着きますが、会議開催のお知らせ欄が7ページにあるとおり「総合教育会議」から始まり、その下に「教育委員会会議」があるため、かなり下に進めないといけないという状況でした。

また、4月22日の会議開催の案内については、請願書の提出された4月14日現在では、議事が確定しておらず告示を行っていない状況であったため、掲載しておりませんでした。が、会議一週間前の翌15日に告示とホームページに掲載済みであります。

頭島委員 : わかりました。

西田委員 : ホームページが10ヶ月更新されていないのは事実でしょうか。

事務局 : ホームページの更新については、定期的に少なくとも月1回は更新を行っており、常に最新の状況にしておりますが、更新日の修正を行っていませんでした。更新がされていないかのような表示となっておりました。現在は、既に修正を行っており、今後は、更新日の修正も、漏れの無いようにいたします。

西田委員 : わかりました。やはり、ホームページは、みなさん更新日を見ますので気をつけてください。

教育長 : 他にはありますでしょうか。

小西委員 : 赤穂市のホームページが参考についていますが、他市を参考にわかりやすい配置の見やすいホームページにしていただけたらいいと思います。

事務局 : 今後、より一層見やすいホームページとなるよう研究してまいります。

萩原委員 : 事務局の説明を聞いておりますと、事務処理上の漏れやホームページに改善の余地はあるものの、事前のお知らせ等も行っております。請願書にあるような、「傍聴者を入れないようにする意図」はないと思いますので、請願としては不採択でいいのではないかと考えます。今後は、このような漏れのないようにしっかりお願いしたいと思います。

教育長 : 他にご意見、ご質問はございませんか。

教育長 : 先ほど委員から不採択というご意見が出ましたが、他の委員はいかがでしょうか。不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第2号については、不採択とすることに決しました。

なお、事務処理に遺漏があり、市民の皆様にご迷惑をおかけしたり、また誤解を招くようなことがあったことは極めて遺憾であり、今後、このようなことがないように、細心の注意を払いますとともに、内容につきましても、より分かりやすいものになるよう改善に努めます。

事務局 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、ホームページ更新内容に改善の必要はあるものの、会議の開催案内は事前に行っており、傍聴者を入れないようにする意図はないため、不採択とするという内容としたいと考えています。通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますので、よろしくお願いたします。

教育長 : 事務局の説明に対しご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、その他のアからエについては、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(4) その他に移ります。ア 令和4年3月分学校事故発生状況報告、イ 令和4年3月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 他にありませんでしょうか。それでは、そのようにご了承願います。
次に、『エ 5月分行事予定報告』をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの報告について何かご質問等ございませんか。

教育長 : ないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : 次に『オ その他』について事務局何かありますか。

管理課長 : ありません。

教育長 : 教育委員さんから何かございますか。

教育長 : 特にないようですので、令和4年第5回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

15:00 終了